

[事案 25-176] 契約引受等請求

・平成 26 年 2 月 27 日 不受理決定

<事案の概要>

保険会社に対して、以下①～⑨の対応を求める申立てのあったもの。

- ①「前納」についての詳細で明確な説明
- ②電話で問い合わせをした時に、自分の情報が何も出てこない、情報が消えていたことの説明
- ③保険証券を書留で郵送すること
- ④料金後納郵便を使用した時に、消印と差出郵便局の分かる方法での郵送
- ⑤宛名・宛先の表記を、申込書に記載したとおりに表記すること
- ⑥「契約コース」「特約」「セット」「料金」「一括・前納」「初回払込保険料」についての説明
- ⑦(契約不成立として)返金されてきた保険料を受け取り、その分を差し引いた残りの保険料を受け取り、保険証券を上記の方法で郵送すること
- ⑧または、契約時から現在までの保険料の支払を免除し、保険証券を上記の方法で郵送すること
- ⑨または、契約時から現在までの保険料を折半し(半額を免除し)、保険証券を上記の方法で郵送すること

<不受理の理由>

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った。審査の結果、以下の理由により、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 1 項 9 号にもとづき、不受理通知にその理由を明記し、申立てを不受理とした。

1. 主張①から⑥について

当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、保険会社に説明を命じたり、郵送方法や表記方法を指定したりする機関ではない。

2. 主張⑦から⑨について

いずれも申立人と保険会社との間における保険契約の成立を前提とするものだが、保険契約は、あくまで「契約」の一つであるため、契約の申込みだけで成立するものではなく、これに対する保険会社の承諾(保険の引き受け)があって初めて成立する。そして、保険を引き受けるかどうか(申込みに対して承諾するかどうか)は保険会社の自由な判断に委ねられており、保険会社の経営方針についての事項といえる。